

○南富良野町議会傍聴規則

平成27年12月21日

議会規則第2号

南富良野町議会傍聴人規則（昭和62年議会規則第2号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第130条第3項の規定に基づき、議会の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（傍聴席の区分）

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

（傍聴人の定員）

第3条 一般席の定員は、21人とする。

（傍聴の手續）

第4条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人先着名簿に記入しなければならない。

2 傍聴は、先着順とする。

（議場への入場禁止）

第5条 傍聴人は、議場に入ることができない。

（傍聴席に入ることができない者）

第6条 次の該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙等の意思を表示するものを携帯している者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (4) 酒気を帯びていると認められる者
- (5) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 大きな声や音を発する等騒ぎ立てたり、威圧的な行動をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) 携帯電話機は、電源を切るか無音状態にすること。
- (6) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、ビデオ撮影及び録音等の自由)

第8条 議長は、傍聴席における写真、ビデオ等の撮影及び録音（以下「撮影等」という。）について、議事の妨げとなっていると認めたときは、撮影等の方法の変更を求めることができ、これに従わない場合は、撮影等を禁止することができる。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。